

議案第24号

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例について

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、一時預
かり事業の内容の見直しにより利用時間および利用料の額を変更するため、この案を提出する
ものである。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年米
原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2幼稚園型の項中「1回（8時30分から14時まで）」を「1日」に、「300円」を「450
円」に改める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後				現 行				改正理由
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）				・一時預かり事業の幼稚園型の利用時間および利用料の額の変更に伴う改正
区分	年齢区分等	利用時間	利用した子ども 1人当たりの一 時預かり利用料	区分	年齢区分等	利用時間	利用した子ども 1人当たりの一 時預かり利用料	
一般型	略			一般型	略			
幼稚園型	1号認定子ども	1日	450円	幼稚園型	1号認定子ども	1回（8時30 分から14時ま で）	300円	